

個人情報ファイル簿（単票）

【税務課・町民税係】

個人情報ファイルの名称	個人住民税個人情報ファイル（個人町民税賦課事務）	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税賦課事務のために利用する	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 連絡先、7 世帯情報、8 特記事項（障害、寡婦など）、9 申告書等発送、10 続柄、11 課税地、12 住登外課税有無	
記録範囲	給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書、確定申告書等の賦課資料が提出された者	
記録情報の収集方法	本人、給与支払者、年金支払者、他自治体、税務署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、他自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）府中町財務部税務課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
行政機関等匿名加工情報の概要	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	非該当	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【税務課・町民税係】

個人情報ファイルの名称	課税資料ファイル（個人町民税賦課事務）	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税賦課事務のために利用する	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 徴収区分、4 所得等の内訳、5 控除等の内訳、6 配偶者・扶養の情報、7 心身に関する情報、8 課税標準額、9 公的年金等に係る課税状況	
記録範囲	給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書、確定申告書等の賦課資料が提出された者	
記録情報の収集方法	本人、給与支払者、年金支払者、他自治体、税務署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、他自治体、実施機関内他関係課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）府中町財務部税務課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
行政機関等匿名加工情報の概要	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	非該当	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【税務課・町民税係】

個人情報ファイルの名称	個人住民税個人情報ファイル（町民税普通徴収）	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税賦課事務のために利用する	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 連絡先、7 世帯情報、8 特記事項（障害、寡婦など）、9 申告書等発送、10 続柄、11 課税地、12 住登外課税有無	
記録範囲	給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書、確定申告書等の賦課資料が提出された者	
記録情報の収集方法	本人、給与支払者、年金支払者、他自治体、税務署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、他自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）府中町財務部税務課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
行政機関等匿名加工情報の概要	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	非該当	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【税務課・町民税係】

個人情報ファイルの名称	課税資料ファイル（町民税普通徴収）	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税賦課事務のために利用する	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 徴収区分、4 所得等の内訳、5 控除等の内訳、6 配偶者・扶養の情報、7 心身に関する情報、8 課税標準額、9 公的年金等に係る課税状況	
記録範囲	給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書、確定申告書等の賦課資料が提出された者	
記録情報の収集方法	本人、給与支払者、年金支払者、他自治体、税務署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、他自治体、実施機関内他関係課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）府中町財務部税務課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
行政機関等匿名加工情報の概要	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	非該当	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【税務課・町民税係】

個人情報ファイルの名称	個人住民税個人情報ファイル（町民税特別徴収）	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税賦課事務のために利用する	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 連絡先、7 世帯情報、8 特記事項（障害、寡婦など）、9 申告書等発送、10 続柄、11 課税地、12 住登外課税有無	
記録範囲	給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書、確定申告書等の賦課資料が提出された者	
記録情報の収集方法	本人、給与支払者、年金支払者、他自治体、税務署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、他自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）府中町財務部税務課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
行政機関等匿名加工情報の概要	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	非該当	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【税務課・町民税係】

個人情報ファイルの名称	課税資料ファイル（町民税特別徴収）	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税賦課事務のために利用する	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 徴収区分、4 所得等の内訳、5 控除等の内訳、6 配偶者・扶養の情報、7 心身に関する情報、8 課税標準額、9 公的年金等に係る課税状況	
記録範囲	給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書、確定申告書等の賦課資料が提出された者	
記録情報の収集方法	本人、給与支払者、年金支払者、他自治体、税務署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、他自治体、実施機関内他関係課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）府中町財務部税務課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
行政機関等匿名加工情報の概要	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	非該当	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【税務課・町民税係】

個人情報ファイルの名称	個人住民税個人情報ファイル（個人町民税督促事務）	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人町民税督促事務のために利用する	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 連絡先	
記録範囲	町民税の未納者	
記録情報の収集方法	町民税の電子計算機に係る電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）府中町財務部税務課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
行政機関等匿名加工情報の概要	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	非該当	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【税務課・町民税係】

個人情報ファイルの名称	課税資料ファイル（個人町民税督促事務）	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人町民税督促事務のために利用する	
記録項目	1 宛名番号、2 納税状況	
記録範囲	町民税の未納者	
記録情報の収集方法	町民税の電子計算機に係る電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）府中町財務部税務課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
行政機関等匿名加工情報の概要	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	非該当	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【税務課・町民税係】

個人情報ファイルの名称	個人住民税個人情報ファイル（県民税普通徴収）	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税賦課事務のために利用する	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 連絡先、7 世帯情報、8 特記事項（障害、寡婦など）、9 申告書等発送、10 続柄、11 課税地、12 住登外課税有無	
記録範囲	給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書、確定申告書等の賦課資料が提出された者	
記録情報の収集方法	本人、給与支払者、年金支払者、他自治体、税務署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、他自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）府中町財務部税務課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
行政機関等匿名加工情報の概要	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	非該当	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【税務課・町民税係】

個人情報ファイルの名称	課税資料ファイル（県民税普通徴収）	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税賦課事務のために利用する	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 徴収区分、4 所得等の内訳、5 控除等の内訳、6 配偶者・扶養の情報、7 心身に関する情報、8 課税標準額、9 公的年金等に係る課税状況	
記録範囲	給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書、確定申告書等の賦課資料が提出された者	
記録情報の収集方法	本人、給与支払者、年金支払者、他自治体、税務署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、他自治体、実施機関内他関係課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）府中町財務部税務課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
行政機関等匿名加工情報の概要	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	非該当	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【税務課・町民税係】

個人情報ファイルの名称	個人住民税個人情報ファイル（県民税特別徴収）	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税賦課事務のために利用する	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 連絡先、7 世帯情報、8 特記事項（障害、寡婦など）、9 申告書等発送、10 続柄、11 課税地、12 住登外課税有無	
記録範囲	給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書、確定申告書等の賦課資料が提出された者	
記録情報の収集方法	本人、給与支払者、年金支払者、他自治体、税務署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、他自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）府中町財務部税務課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
行政機関等匿名加工情報の概要	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	非該当	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【税務課・町民税係】

個人情報ファイルの名称	課税資料ファイル（県民税特別徴収）	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税賦課事務のために利用する	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 徴収区分、4 所得等の内訳、5 控除等の内訳、6 配偶者・扶養の情報、7 心身に関する情報、8 課税標準額、9 公的年金等に係る課税状況	
記録範囲	給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書、確定申告書等の賦課資料が提出された者	
記録情報の収集方法	本人、給与支払者、年金支払者、他自治体、税務署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、他自治体、実施機関内他関係課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）府中町財務部税務課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
行政機関等匿名加工情報の概要	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	非該当	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【税務課・町民税係】

個人情報ファイルの名称	法人住民税法人情報ファイル	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税賦課事務のために利用する	
記録項目	1 指定番号、2 法人番号、3 氏名	
記録範囲	法人税の納税義務がある法人の代表者	
記録情報の収集方法	本人の申告等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 府中町財務部税務課	
	(所在地) 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
行政機関等匿名加工情報の概要	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	非該当	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日